

○薬学生修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県修学資金貸付条例(令和6年宮城県条例第63号。以下「条例」という。)及び薬学生修学資金貸付条例施行規則(令和6年宮城県規則第97号。以下「規則」という。)の運用に当たり必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 薬学生修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを受けようとする者の募集は、毎年度当初に予算の範囲内で募集するものとする。

(貸付けの申請書等)

第3条 規則第4条第4号の知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 応募理由書(様式第1号)
- (2) 履歴書(様式第2号)
- (3) 財産証明書(保証人の年収が0円の場合に限る)

(貸付けの決定等)

第4条 条例第7条又は第8条に規定する修学資金の貸付けの決定、貸付けの休止又は停止及び条例第11条に規定する修学資金の償還の免除は、別に定める基準によって決定するものとする。

(修学資金の交付等)

第5条 規則第8条第1項に規定する薬学生修学資金貸付交付申請書を提出するときは、口座振替依頼書(様式第3号)を添付するものとする。

- 2 規則第8条第1項に規定する知事が定める日は、保健福祉部長があらかじめ通知する薬学生修学資金交付申請書提出日とする。
- 3 規則第8条第3項に規定する知事が定める日は、保健福祉部長があらかじめ通知する薬学生修学資金返還期限日とする。
- 4 知事は、第1項の規定により提出された口座振替依頼書に記載された金融機関の預金口座(国内に本店又は支店がある金融機関に限る。)に振り込むものとする。

(契約書)

第6条 規則第7条に規定する契約は、薬学生修学資金貸付契約書(様式第4号)によるものとする。

(指定医療機関)

第7条 条例第10条第2号の規定による指定医療機関は、特定医療機関(条例第三条に規定する特定医療機関をいう。)及び研修実施医療機関(初期臨床研修及び専門領域認定・専門薬剤師等の資格取得のための研修を実施する病院をいう。以下同じ。)から修学資金を貸し付けた者ごとに指定するものとする。

- 2 特定医療機関は、仙台市を除く地域の公的医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項各号に掲げる者又は独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構が開設する病院をいう。以下同じ。)とする。
- 3 研修実施医療機関は、大学病院及び地域医療支援病院(公的医療機関に限る)又は専門領域認定・

専門薬剤師等の資格取得のために従事や研修が必須となる医療機関として県が特に必要と認める病院とする。

(償還の猶予の申請)

第8条 規則第11条第1項に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

(1) 条例第8条第3項第3号から第5号までの規定により修学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき 在学証明書

(2) 条例第11条第1項の規定による償還の免除を受けるため指定医療機関における薬剤師の業務に従事するとき 在職証明書

(3) 大学院の課程を履修しているとき 在学証明書

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸付けに必要な事項は、宮城県保健福祉部薬務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

応募理由書

申請者(本人)氏名

あなたが宮城県薬学生修学資金貸付事業に応募した理由を記載してください。

なお、以下の 2 点を踏まえて記入すること。

- ・宮城県の薬剤師不足地域の医療機関に従事する意思
- ・宮城県の地域医療で病院薬剤師としてどのように活躍したいと考えているか

[illegible]

履 歴 書

年 月 日 現在

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
現住所	〒
電話番号	() —
メール アドレス	

写真を貼る位置

1. 縦 4 c m
横 3 c m

2. 上半身, 正面, 無帽
カラー

3. 最新 3 か月以内

4. 裏面に氏名記入

年	月	学 歴・職 歴

口座振替依頼書			
令和 年 月 日			
宮城県知事 殿		住 所	
		氏 名 印	
私に支払われる薬学生修学資金について下記口座へ振り込まれるよう願います。			
金 融 機 関 名	銀行 支店	種 別	普通 ・ 当座
口座番号		口座名義人	(フリガナ)

薬学生修学資金貸付契約書

宮城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは薬学生修学資金貸付条例（令和6年宮城県条例第63号。以下「条例」という。）、薬学生修学資金貸付条例施行規則（令和6年宮城県規則第97号。以下「規則」という。）、薬学生修学資金貸付要綱（令和7年4月1日施行。以下「要綱」という。）及び別紙「薬学生修学資金貸付規定」（以下「規定」という。）に基づいて、修学資金を貸し付けることについて、次のとおり契約を締結する。

（貸付）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸し付けるものとする。

- 一 貸付金額 月額 金50,000円（計 金 円）
- 二 貸付期間 年 月から大学を卒業した日の属する月まで

（債務の履行）

第2条 乙は、修学資金の貸付けを受けたときは、条例、規則、要綱及び規定に基づき、その債務を履行するものとする。

（保証人）

第3条 保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

（協議事項）

第4条 条例、規則、要綱、規定及び契約書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、甲、乙及び保証人が協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 決定番号 第 号

住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印

注 保証人の印鑑登録証明書を添付すること。

薬学生修学資金貸付規定

1. 貸付について

貸付金額	契約書第1条第1号のとおり
貸付期間	契約書第1条第2号のとおり
貸付方法	貸付期間中、毎年度、半期ごとに6カ月分を口座振込するものとする。 【振込時期（目処）】 前期：6月、後期：10月
保証人	乙は、「独立の生計を営み、修学資金の償還及び利息の支払の責任を負うことのできる資力を有する者」を保証人として2人立てること。
交付申請	乙は、毎年度、甲が別途指定する日までに、所属する学年を記載した在学証明書を添付した薬学生修学資金交付申請書を提出すること。 なお、提出が遅れた場合は、修学資金の交付時期が遅れる場合がある。
他の薬学生修学資金との併給	県内の他自治体が実施する同種の薬学生修学資金の貸付を受けることも可能とするが、当該修学資金の償還免除のために当該自治体の医療機関で勤務する場合、当該勤務期間は、本修学資金の償還免除のための勤務期間に充てることができない。 なお、他自治体修学資金の貸付を受ける場合、遅滞なく甲に申告するとともに、甲は当該修学資金を実施する自治体に対して、乙の当該修学資金の貸付状況等について必要に応じ確認する。

2. 貸付けの休止、停止等について

貸付けの休止（一時休止）	甲は、乙が下記のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、貸付けを休止するものとする。 (1) 休学又は停学の処分を受けたとき。 (2) 同一の学年を重ねて履修するとき。（留年）
貸付けの停止（貸付終了）	甲は、乙が下記のいずれかに該当するときは、その日の属する月から貸付けを停止するものとする。 (1) 死亡したとき。 (2) 退学したとき。 (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。 (4) 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。 (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
修学資金の返還	乙が既に貸付けを休止された期間、又は停止された期間に係る修学資金を受領しているときは、当該修学資金を甲が定める日までに一括して返還すること。

3. 償還について

償還	乙は、貸付けを受けた修学資金及び当該修学資金に係る利息を償還期間内に一括で償還すること。 なお、正当な理由がなく償還期間内に償還しなかった場合は、さらに遅延利息を加えて償還すること。 【利息】 貸付けを受けた修学資金の額に、貸付けを受けた日（※）の翌日から貸付けが終了する月の末日までの期間の日数に応じて、年10%の割合で計算した額 ※ 半年ごとに修学資金を振り込んだ日の翌日から起算して計算する。 【償還期間】
----	---

	貸付けを受けた日の翌日から大学を卒業した日（貸付けが停止されたときは、当該停止日）の属する月の翌月の末日 【遅延利息】 償還すべき額（修学資金及び利息）に、償還期間満了の日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じて、年14.5%の割合で計算した額
償還の猶予	甲は、乙が下記のいずれかに該当するときは、相当と認める期間、修学資金及び利息の償還を猶予することができる。 (1) 修学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき。 (2) 指定医療機関（甲が指定する県内の医療機関）における薬剤師の業務に従事しているとき。 (3) 大学院の課程を履修しているとき。 (4) 薬剤師免許に係る試験を受け、合格しなかったとき。ただし、猶予する期間は、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して二年を超えることができない。 (5) 災害、病気その他のやむを得ない事由により、薬剤師免許に係る試験を受けられないとき、又は指定医療機関における薬剤師の業務に従事できないとき。
償還の免除 （当然免除）	甲は、乙が大学を卒業後遅滞なく薬剤師となり、指定医療機関における薬剤師の業務に従事した期間が、必要従事期間（貸付期間の1.5倍の期間）に達し、かつ、特定医療機関（薬剤師が不足している地域の医療機関として甲が定めるもの）における薬剤師の業務に従事した期間が、必要従事期間の半分以上に達したときは、修学資金及び利息の償還を免除するものとする。
償還の免除 （裁量免除）	甲は、乙が死亡、心身障害その他のやむを得ない事由により修学資金及び利息を償還できなくなったときは、当該修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

4. 指定医療機関での勤務について

医療機関での勤務 申出	乙は、医療機関に勤務しようとするときは、医療機関勤務申出書を提出すること。 ※ 必要従事期間の最初の2年間は研修実施医療機関に勤務すること。 ※ 原則として、必要従事期間の後期は地域中小病院に勤務すること。
指定医療機関の指定	甲は、乙からの申出に基づき、本人のキャリア等に応じて勤務する医療機関を指定するものとする。 なお、医療機関の状況等により、勤務先は希望どおりとならない場合がある。 ※ 指定医療機関は、従事先選定時の特定医療機関及び研修実施医療機関の中から指定されます。